

清涼飲料水自動販売機設置に係るプロポーザル参加説明書

1 設置概要

- (1) 設置販売機の種類
清涼飲料水自動販売機（缶、紙パック等密閉容器のものに限る。）
- (2) 設置場所及び設置台数
別紙設置内容表のとおり
- (3) 設置機種・仕様等
ア 環境対応型（省エネタイプ、ノンフロン冷媒等）
イ バリアフリー対応型
- (4) 設置期間
令和4年9月1日から令和9年8月31日まで

2 自動販売機設置に伴う必要経費

自動販売機設置業者は、下記の経費を負担すること。

- (1) 行政財産使用料地方独立行政法人鳥取県産業技術センター財産管理規程（平成19年4月1日制定）及び地方独立行政法人鳥取県産業技術センター財産使用事務取扱規程（平成19年4月1日制定）に定める使用料
- (2) 鳥取県産業技術センターが算出する電気使用料金（使用電力量に電気単価を乗じたもの）

3 提案書等提出書類

別紙「貸付条件」を熟知の上、次の書類を提出すること。

- (1) 提案書
別紙様式第1号により作成すること。
- (2) 登記事項証明書又は身分証明書の写し
法人の場合は登記事項証明書、個人事業者の場合は市町村長の発行する身分証明書の写しを提出すること。
- (3) 納税証明書
提案書の提出日前3月以内に発行されたものであること。
ア 法人の場合
法人税、消費税及び地方消費税（延滞税及び加算税を含む。）に未納がないことを証する納税証明書並びに鳥取県の県税（延滞金及び加算金を含み、地方消費税を除く。）に未納がないことを証する納税証明書
イ 個人事業者の場合
所得税、消費税及び地方消費税（延滞税及び加算税を含む。）に未納がないことを証する納税証明書並びに鳥取県の県税（延滞金及び加算金を含み、個人県民税及び地方消費税を除く。）に未納がないことを証する納税証明書
- (4) 県内で自動販売機の設置、管理、運営について2年以上の実績が確認できる書類
- (5) 設置自動販売機及び清涼飲料水のパンフレット

(6) 県内の営業所等の一覧表

4 提案書等の提出方法

3に定める提案書等を(1)の期間内に(2)の場所に持参又は郵送すること。

(1) 提出期間

令和4年7月25日から同年8月10日までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(必着)

(2) 提出場所

〒689-1112 鳥取市若葉台南七丁目1-1
地方独立行政法人鳥取県産業技術センター電子・有機素材研究所
電 話：0857(38)6200
ファクシミリ：0857(38)6210

5 本書に対する問合せ先

〒689-1112 鳥取市若葉台南七丁目1-1
地方独立行政法人鳥取県産業技術センター電子・有機素材研究所
電 話：(0857)38-6200
ファクシミリ：(0857)38-6210

6 その他

- (1) 提案された提案書等の内容に関して、電話や訪問による確認・問合せを行うことがある。
- (2) 提出された書類の返却は行わない。
- (3) 書類提出後の問合せには応じない。
- (4) 書類提出後、書類等の追加、修正は受け付けない。
- (5) 審査結果に対しての異議申立ては受け付けない。
- (6) 今回設置する自動販売機は、設置者において直接管理することとし、苦情、釣り銭切れ等に迅速かつ適切に対応すること。
- (7) 自動販売機設置に伴う空き缶等のゴミは、設置業者で回収し、及び処分すること。
- (8) 自動販売機設置業者は、自動販売機のほかに、次に掲げる設備等を設置しなければならない。
 - ア 自動販売機の近隣に、使用済容器回収ボックスを設置する。
 - イ 自動販売機の電気使用量を計測するため、計量法(平成4年法律第51号)の規定に基づく検査に合格した子メータを設置する。
- (9) 設置した自動販売機、使用済容器回収ボックス、子メータにより、鳥取県産業技術センター又は第三者に損害が生じた場合は、責任の所在が明らかな場合を除き、その損害を賠償すること。
- (10) 提案書等提出書類は本プロポーザルのみに使用するものであり、他の目的に使用することはない。